令和 年　　月　　日

　大学院教務担当係長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属専攻　：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学生番号　：

 　　氏　　名　：　　　　　　　　　　印

博士論文インターネット公表について

　熊本大学大学院自然科学教育部博士の学位論文のインターネット公表について、当該博士論文に係る関係者（出版社・共著者・共同研究者・共同研究企業等）へ公表の支障の有無について事前確認を行った結果、博士論文の [　　　全文　　　／　　　要約　　　]（※いずれかに○）を公表する旨、学位審査委員会へ願い出ましたので、その旨お届けします。

【確認欄】（確認ができたらそれぞれの□にチェック（レ）を入れてください）

□　別紙「博士論文のインターネット公表について」の内容を理解した。

□　学位審査合格後に改めて「博士論文インターネット公表申請書」提出する。

□　この届け出は主任指導教員の了承を得たうえで提出する。

 ※この１枚目のみを提出する。

博士論文のインターネット公表について

**別紙**

このたび、学位規則が一部改正され、平成２５年４月１日以降に博士の学位を授与された者（以下「学位被授与者」）は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文全文を熊本大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」）に登録し、インターネット公表することが原則となりました。

また、博士論文をインターネット公表するにあたり、博士論文に関する権利関係や各種申請等※1について、学位被授与者自身が必ず事前に確認・申請をしておく必要があります。

なお、学位被授与者が権利関係等の確認後、博士論文の全文が公表できない「やむを得ない事由」（全文をインターネット公表することによる不利益）があると判断した場合※2は、所属する研究科（又は教育部）長の承認を得て、全文に代えてその内容の要約をインターネット公表することになります。ただし、「やむを得ない事由」が解消した場合は、博士論文の全文をインターネット公表しなければなりません。

ついては、学位被授与者は下記の博士論文のインターネット公表手続きを必ず行ってください。

【博士論文のインターネット公表手続き】

１．「博士論文インターネット公表申請書」を作成する。

　　　申請書については、指導教員（論文博士の場合は、関係教員）の押印が必要です。必ず、指導教員に確認した上で作成してください。（学位の種類、学位記番号、学位授与年月日は記入不要です。）

２．以下に掲載する①、②を所属する研究科（教育部）の教務担当に提出する。

①博士論文全文（PDF形式に変換し、CD-RやUSBメモリ等、電子形態で提出）

②博士論文インターネット公表申請書（要押印）

ただし、「やむを得ない事由」により論文の要約のみを公表する場合は、上記①、②に加え、下記③博士論文の要約を併せて提出する。

③博士論文要約（PDF形式に変換し、CD-RやUSBメモリ等、電子形態で提出）

なお、「やむを得ない事由」がなくなり、全文が公表できるようになった場合は、「博士論文インターネット公表申請書」を再度、作成し提出する。

※提出するPDFファイルや媒体には、パスワードの設定を行わないでください。また、外部情報源（外部フォント等）を参照しないようにしてください。

【リポジトリへの登録及び公表について】

提出された博士論文インターネット公表申請書は、関連資料とともに附属図書館に送付されます。その申請書にもとづき、附属図書館は博士論文全文または博士論文要約をリポジトリに登録し、インターネット公表を行います。

リポジトリ登録およびインターネット公表に関するQ&Aを、熊本大学学術リポジトリFAQ※3をホームページに掲載していますので参照してください。

【国立国会図書館における利用】

提出された博士論文全文は、インターネット公表の有無に関わらず国立国会図書館へ送付され、国立国会図書館法及び著作権法が定める範囲において、閲覧、複写等に利用されます。

　なお、博士論文要約を公表する者で全文閲覧に支障を来す場合（特許出願の手続中等）は、その旨を申し出てください。本学から国立国会図書館へ利用に制限が必要である旨を要望します。

※１　博士論文に関する権利関係や各種申請等について

博士論文全文を公表するにあたって、関係者（出版社・共著者・共同研究者・共同研究企業等）へ公表の支障の有無について事前確認を行うこと。

特に、共同研究契約等の契約がある場合は、当該契約内容を確認し、必要があれば事前に承諾を得ること。

なお、特許出願等が必要な場合は、必ず学位申請前に手続き等を行うこと。

※２　権利関係等確認後、「やむを得ない事由」があり、全文に代えてその内容の要約を公表する場合には、原則、学位申請時に「博士論文要約公表申請書」を提出し、研究科長（又は教育部長）の承認を得ておかなければなりません。

　　 「やむを得ない事由」の判断基準

（１）　本論文に立体形状等を含み、インターネット上で公表できないため

（２） 雑誌への投稿及び図書刊行に支障をきたすため

（３）　雑誌へ投稿済みかつ雑誌出版社の方針で多重公表を禁止しているため

（４）　共著者、共同研究者、共同研究企業の承諾が得られないため

（５）　特許等の申請に支障をきたすため

（６）　共同研究者等の他者における知的財産権を侵害する場合

（７）　論文中に個人情報を含み、インターネット上で公表できないため

（８）　その他公表により不利益が生じるため

※３　熊本大学学術リポジトリFAQ（随時更新）

 　http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/collections/repository/faq

その他、不明な点がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】○博士論文の公表手続き等に関すること所属する研究科（教育部）の教務担当○博士論文の学術リポジトリ登録・公表内容及び著作権に関すること熊本大学教育研究支援部図書館課電子情報担当TEL：096-342-2224　E-mail：tos-denjo@jimu.kumamoto-u.ac.jp○特許及び知財の取扱いに関すること熊本大学研究・産学連携部社会連携課産学連携チームTEL：096-342-3145 E-mail：sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp |